

地域計画(案)の地域説明会(開催結果)

1. 開催状況

区分	開催日	会場	参加者数
石狩地区（午前）	1月30日	石狩市役所	13名
石狩地区（午後）	1月30日	石狩市役所	22名
厚田地区	2月12日	JA北いしかり厚田支所	13名
浜益地区	2月18日	JA北いしかり浜益出張所	9名

2. 各地区の主な意見・要望等について

① 石狩地区

- ・耕作放棄地は、条件が悪いところばかり。そのような農地で農業をやるには手当が必要であり、排水対策や基盤整備など市も考えて頂きたい。
- ・生振地区で米を作りたいが、大部分が畑地化になり今後、用水路が使えなくなるので、使えるように整備してほしい。
- ・高齢化や後継者不足で農地を手放す時、現役で頑張っている農家が10年後、全部の農地を引き受けることは不可能であり、市と農協も現場に入って現状を把握して、この計画が良いものとなるよう進めてほしい。
- ・シカ被害の防止策で電気柵の補助事業があるが、配布時期が7月のため、もう少し早く配布することはできないのか。
- ・新規就農者が参入しやすい環境づくり(融資・補助事業)を市と支援センターで実現可能な計画を作成して頂きたい。
- ・樽川地区は耕作放棄地が増えているため、農地を守っていく計画ならば農業委員会でパトロール後、非農地判定する前に農協と一緒に借りる人を探すことをしてほしい。

② 厚田地区

- ・農地の賃貸借計画は、今まで農協が書類を作成してくれたが、今後は農地中間管理機構が作成してくれるのか。
- ・農地バンクを経由することで、今まで発生しなかった手数料を中間管理機構に支払うことになるが、中間管理機構は借り手を見つけてくれるのか。
- ・借りている農地の所有者が亡くなるケースがあるが農地の相続について、正しい知識を理解していないので、問題が起きる前に何か対策はないのか。

③浜益地区

- ・シカ被害の電気柵の補助事業は、1回申請したら2回目以降の申請はできないのか。
- ・現状の電気柵では効果が低いので、頑丈な高さがあるネットタイプの導入を検討してほしい。
- ・農地の賃借や売買は中間管理機構を経由するが、個人で中間管理機構に出向き手続きをすることになるのか。

地域計画変更マニュアル

令和7年1月

地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、毎年変更していきましょう

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが目的です。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

一方で、地域計画は、一度作って終わりではなく、毎年、PDCAサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要です。

そのため、本マニュアルは、地域計画を策定した後に行うべき取組について取りまとめました。地域計画の実現に向け、是非、毎年協議を実施していきましょう。

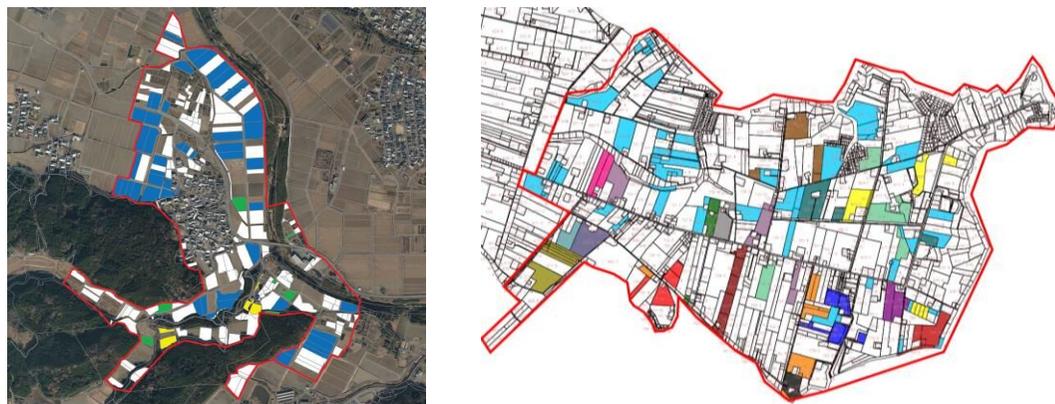


協議の場の様子

● 基盤整備を契機に果樹地帯を再生した事例

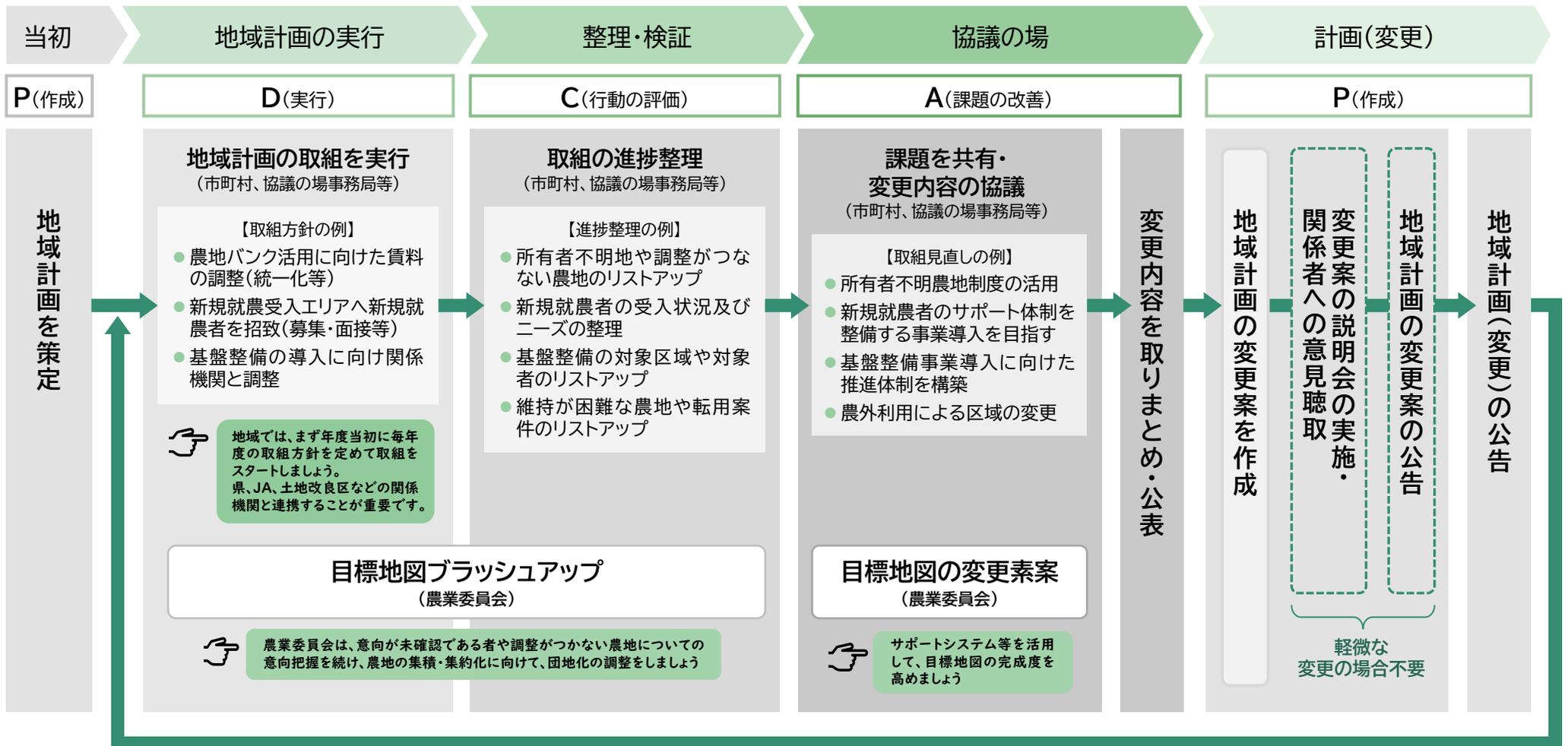


● 所有者や担い手の意向不明が明らかになった事例



地域計画の変更フロー

- 市町村は、地域計画に定めた方針に基づき、PDCAサイクルを通じて進捗状況を確認しましょう。
- 地域の皆様は、地域計画の実現に向けて、協議の場に積極的に参加し、具体的な取組を進めていきましょう。
- 農業委員会は、確認できていない耕作者などの意向把握を積極的に推進しましょう。
- 取組の結果については、整理・検証を行い、協議の場を開催して、地域計画の変更が必要な案件も含めて地域の状況を共有しましょう。 ※ 協議の場は、各施策と横断的な推進体制を構築して進めてください。



協議について

開催方法

地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要ですが、書面やHPでの意見募集により、簡素な開催方法をとることもできます。(次ページ参照)

協議する内容に応じて、開催方法を変更することも可能です。どのような内容の場合に簡易な開催方法で協議をするか、あらかじめ地域で協議の上、ルール化しましょう。

また、協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域の実状に応じて、地域や農業関係機関主導により、柔軟に開催することができます。その場合、市町村にあらかじめ場所、日時などを口頭やメール、書面など報告するとともに、その概要を取りまとめて、HP等で公表するようにしましょう。

【 基本的な開催方法 】 対面開催・オンライン開催

- 年1回以上の定期開催や随時開催の日程等をHPや広報で幅広く周知し、できる限り地域の関係者を参集
- 担い手の代表者のみによる協議など、参加者が限定的な場合は、ウェブ会議やトークアプリを活用したオンライン開催も可能
- 対面・オンライン開催を併用するなど、柔軟な運用も可能



オンライン開催も可能

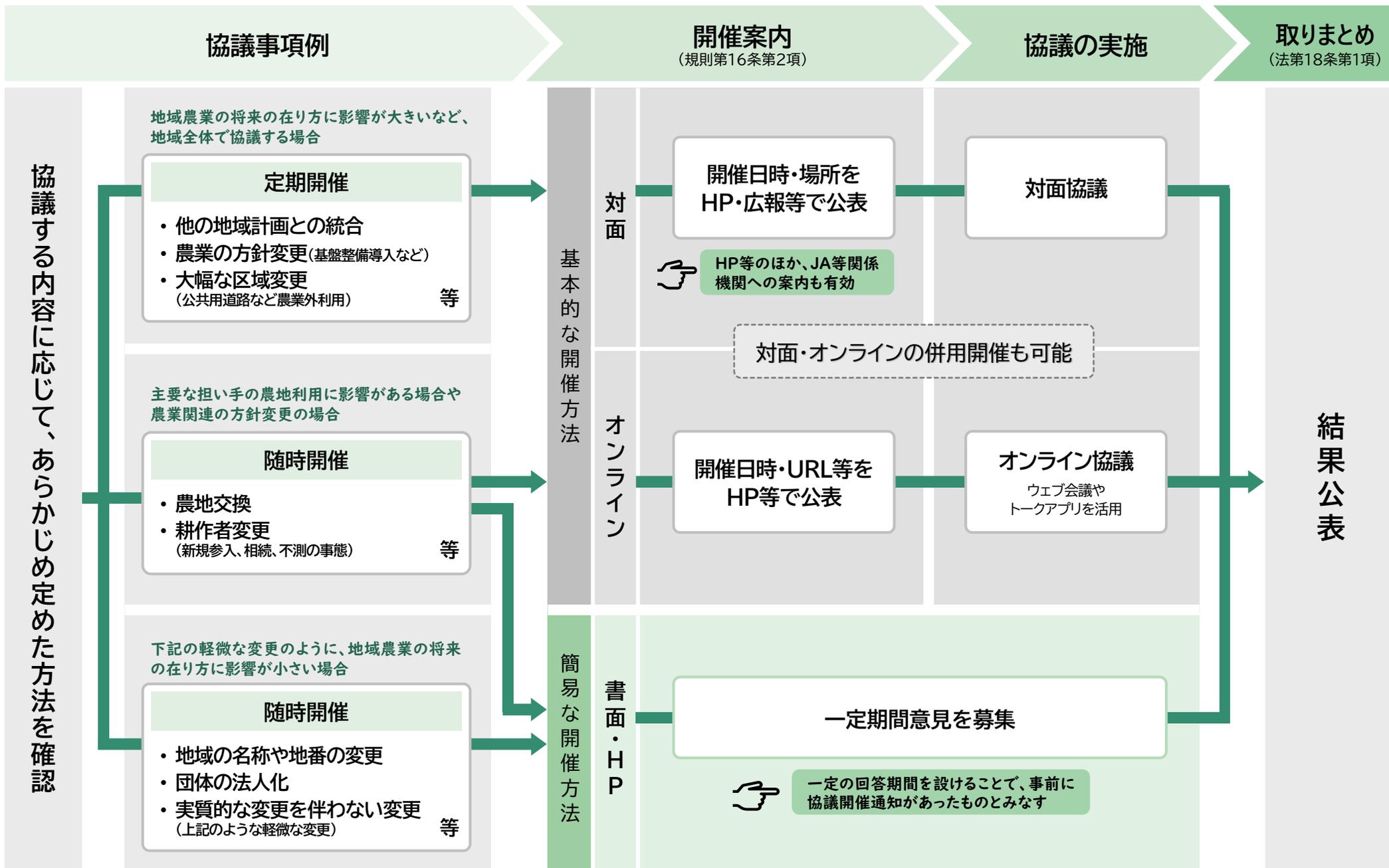
【 簡易な開催方法 】 書面・HP開催

- 回覧や広報誌への回答方式や、HP上のパブリックコメントなどで随時開催
- 一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす



※ 協議をした結果は、その概要を取りまとめ、HP等で公表するようにしましょう。

協議の場の開催方法（例）



地域計画の変更

- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

農業上 の利用 (事後の変更可)	地域の農業の 将来の在り方等	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 ● 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 <p>例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)</p>	
	農業を担う者	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け <p>☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要</p>	
	農業用施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け 	
	軽微な変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 ● 実質的な変更を伴わない変更 <p>例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など</p> <p>☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能</p>	
農業外 の利用 (事前の変更要)	農地の転用	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共用地や農家住宅等に供するための転用 <p>☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更</p> <p>※ 一時転用の場合は変更不要</p>	